

○岩手県警察サイバーセキュリティ対策本部の設置及び運営要綱の制定について

平成28年1月18日
岩生安 第 5号
岩警務 第 3号
岩刑事 第 1号警察本部長
岩交通 第 4号
岩警備 第 3号

[沿革] 平成30年10月岩生安第86号、岩警務第49号、岩刑事第40号、岩交通第53号、岩警備第30号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

サイバー空間が国民生活や経済活動に不可欠な基盤となる中で、サイバー空間の脅威への対処は警察のいずれの部門にとっても重要な課題となっており、統一的な戦略の下で、サイバー空間の脅威への警察全体の対処能力を強化する必要がある。また、サイバー犯罪・サイバー攻撃の手法や関連技術は日進月歩で高度化していることから、サイバー空間の脅威に的確に対処するためには、常に最新の動向を集約して総合的な分析を行い、そこで得られた知見を各部門に還元するとともに、サイバー犯罪・サイバー攻撃への対処のために警察が有する人的資源及び物的資源を部門横断的かつ効果的に活用する態勢を整備しておくことが必要である。

岩手県警察においては、岩手県警察サイバー犯罪・サイバーテロ等対策委員会運営要綱の制定について（平成23年10月21日付け岩生安第66号、岩警務第44号、岩刑事第61号、岩交通第50号、岩警備第31号。以下「旧通達」という。）により、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策を推進してきたところであるが、昨今の日本年金機構に対するサイバー攻撃に係る情報窃取等の被害発生に鑑み、新たに情報セキュリティ部門を追加し、サイバー空間の脅威に対する警察の総合的な対処能力の強化を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成28年1月18日から施行するので、関係各部門が連携して分野横断的な取組を推進されたい。

なお、本通達の施行に伴い旧通達は廃止する。

## 別添

### 岩手県警察サイバーセキュリティ対策本部の設置及び運営要綱

#### (趣旨)

第1 この要綱は、岩手県警察サイバーセキュリティ対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この要綱において、「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式（以下「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

#### (設置)

第3 本部に対策本部を置く。

#### (任務)

第4 対策本部は、サイバーセキュリティに関する各種情勢を踏まえ、岩手県警察におけるサイバーセキュリティに係る基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるとともに、第8第1項各号に掲げる部会（以下「部会」という。）の取組の状況について管理することを任務とする。

#### (組織)

第5 対策本部は、対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって組織する。

2 対策本部長は、本部長とし、対策副本部長は生活安全部長をもって充てる。

3 対策本部員は、警務部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官及び校長をもって充てるほか、東北管区警察局岩手県情報通信部情報通信部長を委嘱して充てる。

#### (対策本部長及び対策副本部長)

第6 対策本部長は部務を総理する。

2 対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第7 対策本部の会議は、必要に応じて対策本部長が招集する。

2 対策本部の会議には、生活安全部サイバー犯罪対策課長が出席するものとする。

3 対策本部長は、必要に応じて対策本部員以外の者に、対策本部の会議への出席を求めることができる。

#### (部会)

第8 対策本部に、次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 組織基盤強化部会

- (2) サイバー犯罪対策部会
- (3) サイバー攻撃対策部会
- (4) 情報セキュリティ対策部会

2 部会の構成及び所掌事務は、別表のとおりとする。この場合において、東北管区警察局岩手県情報通信部情報技術解析課課長補佐にあつては、委嘱して充てる。

3 部会は、基本方針に基づく取組を推進するものとする。

4 部会は、前項の取組の状況について、半期ごとに対策本部に報告するものとする。

(サイバーセキュリティ総括責任者等)

第9 サイバーセキュリティ総括責任者は生活安全部長を、サイバーセキュリティ責任者は生活安全部サイバー犯罪対策課長をもって充てる。

2 サイバーセキュリティ総括責任者は、対策本部及び部会と必要な連絡調整を行うものとする。

3 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティ総括責任者を補佐するものとする。

(対策本部等の事務)

第10 対策本部、組織基盤強化部会及びサイバー犯罪対策部会の事務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において処理する。

2 サイバー攻撃対策部会の事務は、警備部公安課において処理する。

3 情報セキュリティ対策部会の事務は、警務部情報管理課において処理する。

別表（第8関係）

部会名	部会長	所掌事務	部 員
組織基盤強化部会	警務部警務課長	基本方針に基づく組織基盤強化に関すること	警務部警務課企画第一補佐 警務部警務課人事第一補佐 警務部人財育成課企画指導補佐 生活安全部生活安全企画課生活安全企画補佐 生活安全部サイバー犯罪対策課サイバーセキュリティ対策官 生活安全部サイバー犯罪対策課サイバーセキュリティ対策補佐 刑事部刑事企画課企画・捜査支援補佐 交通部交通企画課企画補佐 警備部公安課国際テロ対策・サイバー攻撃対策補佐 東北管区警察局岩手県情報通信部情報技術解析課課長補佐
サイバー犯罪対策部会	生活安全部サイバー犯罪対策課長	基本方針に基づくサイバー犯罪対策に関すること	生活安全部生活安全企画課人身安全対策第二補佐 生活安全部少年課少年事件補佐 生活安全部生活環境課生活経済補佐 生活安全部サイバー犯罪対策課サイバーセキュリティ対策官 生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー犯罪対策補佐 生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー犯罪特捜補佐 刑事部刑事企画課企画・捜査支援補佐 刑事部捜査第一課特殊犯補佐 刑事部捜査第二課知能犯補佐 刑事部組織犯罪対策課組織犯罪対策第一補佐 交通部交通指導課交通事件第一補佐 警備部公安課事件補佐 東北管区警察局岩手県情報通信部情報技術解析課課長補佐
サイバー攻撃対策部会	警備部公安課長	基本方針に基づくサイバー攻撃対策に関すること	生活安全部サイバー犯罪対策課サイバーセキュリティ対策官 生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー犯罪対策補佐 生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー犯罪特捜補佐 警備部公安課外事・国際テロ対策室長 警備部公安課外事補佐 警備部公安課国際テロ対策・サイバー攻撃対策補佐 警備部警備課国民保護計画補佐 東北管区警察局岩手県情報通信部情報技術解析課課長補佐
情報セキュリティ対策部会	警務部情報管理課長	基本方針に基づく情報セキュリティ対策に関すること	警務部情報管理課情報管理調査官 警務部情報管理課電算企画補佐 警務部情報管理課電算開発・捜査支援補佐 東北管区警察局岩手県情報通信部情報技術解析課課長補佐